

宝塚市公告 第 28 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、兵庫県知事から阪神間都市計画道路事業の事業計画変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、これを宝塚市都市安全部道路整備課において縦覧に供する。

令和8年（2026） 3月 26日

兵庫県宝塚市長 森 臨太郎

記

1. 施行者の名称

宝塚市

2. 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業 3. 4. 246号 山手幹線

3. 事業施行期間

自 令和 5年（2023年）4月 4日

至 令和 8年（2026年）8月31日

（令和 8年（2026年）3月31日）

注）（ ）は前回の事業施行期間

4. 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし